

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

埼玉県新座市

## 2 構造改革特別区域の名称

『国際化教育特区』

## 3 構造改革特別区域の範囲

新座市の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

新座市では、市政運営の柱として福祉、文化、環境、国際、男女平等の五つを掲げ、市民と共に元気の出るまちづくりを推進しているところです。特に国際化については、平成9年に「新座市国際化基本指針」を策定し、市民主体の国際化を積極的に推進しているところです。現在は、フィンランド共和国ユバスキュラ市及び中華人民共和国河南省済源市と友好都市提携を結んでおり、さらに平成15年8月には、ドイツ連邦共和国ノイルツピン市とも友好都市提携を締結する予定です。これら諸外国とは、市としての交流のほか、文化・スポーツ、音楽を始め経済などの各分野において、市民レベルでの交流が活発に行われています（参考資料：40～48頁）。

その他にも、教育の分野においては、生涯学習の一環として、各国交流事業や外国語講座、小・中学生向けの英語に親しむための講座などを公民館等で開設し、市民が外国人と交流し、国際理解を深める場づくりを推進しています。

また、学校教育においては、県内他市に先駆け、平成5年からAET（英語指導助手）を全中学校に配置するとともに、平成12年度からは市で独自に採用したネイティブスピーカーの英語指導補助員を小学校に派遣し、総合的な学習の時間の中で、国際理解教育の一環として英会話を取り入れた学習を推進しており、グローバル化が進む中で文部科学省が推奨している「英語が使える日本人」の育成に力を入れて取り組んでおります。

このように新座市では、市民一人ひとりが、国際化を推進する主役として国際感覚を身につけ、国際理解を深め、相互理解が図れるよう、様々な施策を推進し、国際化に対応したまちづくりに努めておりますが、こうした様々な交流を通して、外国人と意思の疎通を図るための手段として国際的共通語である英語によるコミュニケーション能力向上の必要性を強く感じているところです。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

日本が、急速に変化する世界の動きを的確に捉え、各種先進技術等を積極的に活用していくためには、国による文化の違いを受け入れる異文化理解と、世界の標準共通語である英語によるコミュニケーションの能力を持つ人材を育成していくことが喫緊の課題となっています。

新座市では、これまで様々な国際交流の取組みを推進してきた中で、英語圏ではない諸外国の子供たちが、臆することなく英語を話し、外国人である日本人とも積極的にコミュニケーションを図ろうとする姿を目の当たりにし、地域や学校での早期英語教育による、「英語が使える市民」育成の重要性を痛感してきました。

このため、新座市全域を国際化に積極的な地域として確立し、外国人が親しみを持って集まれるようなまちづくりを推進することで、雇用拡大や消費増大等による地域の活性化を進めるとともに、地域において市民が外国語や外国の文化に触れる機会をたくさん提供できるまちをつくっていくことにより、地域の構造改革を進めていくことができるものと考えております。

また、文部科学省が推奨している「英語が使える日本人」の育成に大きな効果を持つと期待できる英会話の早期教育を、AETとともに独自に作成したカリキュラム及びテキストを使用しながら全国に先駆けて市域全体で実施することにより、実践例を積み重ね、英会話の早期教育を全国に拡大していく際のモデルケースとすることができるという意義も大いに期待できます。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

「国際化教育特区」では、グローバルな視野と外国人との高いコミュニケーション能力を持つ優れた人材を育成するため、特に教育分野

に特色のある、国際交流が盛んで、国際化が進み世界に開かれた都市（以後、「国際化教育都市」という。）の形成を目指します。

この国際化教育都市では、市民と行政が一丸となって新座市全域を国際化に積極的な地域として確立し、外国人が親しみを持って集まれるようなまちづくりを推進することで、雇用拡大や消費増大等による地域の活性化を進めるとともに、市民が外国語や外国の文化に触れる機会を増やすことで、地域で育った子どもたちが将来、国際化教育都市で培われた国際的感覚やコミュニケーション能力を生かして新座市の、さらには日本の経済・社会を支えていくことを目標としています。

子どもたちの国際的感覚やコミュニケーション能力を高め、優れた人材へと成長させるためには、幼い頃から外国人と接する機会を設け、異文化を理解する能力を身に付けさせるとともに、国際的共通語である英語による会話力を習得させることが必要です。

学校教育においては、現行の規定の範囲でも、総合的な学習の時間を活用して国際化（英語・英会話も含む）に関連する授業を行うことが可能ですが、小学校1・2年生については、総合的な学習の時間がなく、国際化に関する授業を行うことができない状況にあります。また、小学校3年生から6年生については、総合的な学習の時間の中で取り扱うことは可能ですが、英会話に重点を置いた学習を行う場合、総合的な学習の時間の中での扱いでは目的が十分に達成することができません。総合的な学習の時間の中での扱いでは、国際理解教育の一環としての英語活動となるため、『自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断すること』『学び方やものの考え方を身につけ、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育てること』などをねらいとした学習を展開しなくてはならないため、「国際社会の中で積極的に他の国の文化を理解し、人々と関わり合おうとする態度及び英会話によるコミュニケーション能力の向上」という、新座市が考える英会話学習の目的を十分に達成することが難しい状況にあります。英会話の時間としての目的を明確にし、ステップ別の指導計画及び指導マニュアルを作成して、体系的に英会話を学習できるシステムを確立することが、より効果的な学習活動のためには必要不可欠です。さらに、中学校においては、現行の英語の授業と同一に取扱われ、英会話学習の目的が達成されない恐れがあります。

そこで、新座市としては、構造改革特別区域制度の中の構造改革特別区域研究開発学校としての認定を受けることで、市内全小・中学校に英会話の時間を新設し、小学校1年生から中学校3年生までの全学年において系統的にカリキュラムを編成し、発達段階に応じた英会話の授業を実施することで、外国の人々と積極的にコミュニケーションを図ることができる人材の育成を図ります。小・中学校の学区が整合していない新座市においては、構造改革特別区域研究開発学校として市内全小・中学校で英会話の時間を新設することで、小・中学校の9年間において「英会話」教育を行うことができ、この9年間継続して「英会話」の授業を受けることで、週1～2時間という授業時数でも、十分目的が達成されるものと考えています。

この小・中学校における「英会話」の時間の新設では、「外国人と臆することなく日常英会話によるコミュニケーションが取れる人材の育成」を目指しますが、授業での理解には児童・生徒の習得度合に個人差があることから、その他の関連事業において、個人の能力に応じてより実践的な国際感覚の育成を図るため、外国の都市やその現地校との交流、生徒の相互派遣等、小学校1年生からの英会話学習を通じて培ったコミュニケーション能力等を更に高める機会を設けていきます。

また、学校での教育・交流と共に、公民館講座や地域企業との交流を実施することにより、各事業が相乗効果により活性化し、市民と外国人相互の国際理解とコミュニケーション能力の向上による、市民と外国人との共生を推進していきます。

このように、構造改革特別区域研究開発学校事業とその他の関連事業を推進していくことで、小学校1年生という早い時期から、他国の文化を理解し、外国の人々と関わり合おうとする態度及び外国人とのコミュニケーション能力の育成を目的とした英会話の学習を開始し、学校及び地域において、外国の言語や文化に触れ、様々な経験を積んだ児童・生徒たちが、将来、グローバルな視野と外国人との高いコミュニケーション能力を持つ優れた人材に成長し、市も国際的に開かれた地域として発展していくことにより、「国際化教育都市」を実現できるものと考えています。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的、社会的効果

小・中学校全学年において英会話教育を実施するために、英語加配教員（6名）や英語指導員（17名：平成15年度の人数）・AET（7名）等を市が独自に採用することから、地域における雇用の拡大や国際的な人的交流が促進されます。今後も必要に応じて拡大を図ってまいります。

また、全国に先立って小・中学校全学年での英会話の時間の新設や海外派遣、留学制度等の各種事業を実施することで、英会話教育に特色のある、外国との交流が盛んな国際都市として、他の先例となる地方の時代にふさわしい自立した魅力あるまちづくりを進めることができます。

さらに、公民館等での外国人との交流講座や英語の日のイベントの開催等により、地域住民と外国人との交流が促進され、国際化が進んだ世界に開かれた地域社会の形成が推進されるとともに、外国からの企業研修生を受け入れることにより、企業間の技術交流や情報の共有化が進み、地域における消費の拡大や地域経済の活性化が促進されます。

全国への影響としては、本構造改革特別区域計画で実施する小・中学校全学年での英会話の時間の新設や各種関連事業の実施が定着し、モデルケースとして全国的に波及することにより、低学年からの英会話学習や諸外国との交流が日常化し、学校教育だけではなく民間事業者による英会話等に関連する事業（英会話スクール開設や教材の開発等）へのニーズが高まり、産業の活性化につながることを期待できます。

また、新座市では毎年約1,200人の生徒が中学校を卒業しますが、早期英会話教育の実施により、小学校1年生から中学校3年生までの9年間、継続的に英語や外国の文化に触れる機会を得ていた卒業生たちは、コミュニケーション・ツールとしての英語の必要性や可能性、自己表現の楽しさ等を実感し、より実践的なコミュニケーション能力やアイデンティティ（独自性・主体性）を身に付けることができるものと期待しています。英会話の早期教育を通じて、児童・生徒が英会話や国際理解に興味・関心を抱くことは、高校・大学等その後の

教育機関における英語学習への取組み姿勢の積極化に繋がるだけでなく、生涯学習としての英会話・国際理解への取組みの指針ともなり、グローバルな視野と外国人との高いコミュニケーション能力を持つ優れた人材が育成されます。これらの若い有能な人材が、新座市の国際交流や国際化に資する生涯学習等を活発化させ、また、新座市を拠点として世界の国々に交流・活動の場を広げていくことにより、新座市が「国際化教育都市」として発展していくことが期待できます。

併せて、新座市内の全小・中学校で小学校1年生から中学校3年生まで、発達段階に応じた系統だったカリキュラムにより一貫した英会話の授業を実施することで、実践例としての検証を積み重ねることができ、早期英語教育及び小中一貫による英会話教育を全国に拡大していく際のモデルケースとすることができます。

## 8 特定事業の名称

構造改革特別区域研究開発学校設置事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

- ・ 関連事業 小学校英語教師等の市単独採用事業
- ・ 関連事業 A E T（英語指導助手）配置及び派遣事業
- ・ 関連事業 英語の日の制定事業
- ・ 関連事業 各国交流講座の開設事業
- ・ 関連事業 海外小・中学校との姉妹校交流事業
- ・ 関連事業 青少年海外派遣事業
- ・ 関連事業 日本語指導員の派遣事業
- ・ 関連事業 外国人児童生徒の留学制度事業
- ・ 関連事業 青少年海外留学制度事業
- ・ 関連事業 外国人在住者の生涯学習教育等への活用事業
- ・ 関連事業 外国人研修生の受入れ事業

事業の内容については、関連事業の説明書：25～39頁参照

## 別 紙

### 1 特定事業の名称

802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

新座市内の全市立小・中学校

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

申請が許可され次第

### 4 特定事業の内容（ 詳細は別添資料1：13頁参照）

本事業により、学校教育法施行規則で定められている小・中学校における教科及び小・中学校各学年における教科等の授業時数を独自に定めることができるため、新座市においては、小学校1年生から中学校3年生の全学年において「英会話」の時間を新設します。

英会話の時間は、小学校1年生は年34時間、2年生は年35時間、その他の学年は年35～70時間の範囲で各学校の状況に応じて行うこととし、市が単独でネイティブスピーカー又は海外在住経験者等を採用して授業を実施するため、平成15年7月頃から、平成16年度当初の予算の編成や人員配置等について検討を開始します。

市は、ネイティブスピーカーと協力して作成した指導者用のステップ別テキストを使用し、「英会話」の授業を実施します。しかし、学習のねらいは国際社会の中で積極的に他の国の文化を理解し、人々と関わり合おうとする態度及び英会話によるコミュニケーション能力の向上であるため、児童・生徒用のテキストは特に用意せず、指導者がカリキュラムにそって授業を行います。

新座市では、小学校1年生から中学校3年生までの9年間を系統的に継続して学習することで、週1～2時間の授業でも、英語によるコミュニケーション能力を習得し、日常会話程度は英語で行える子どもが育つように指導者用のテキストの作成及び指導計画等を作成しております。

小学校での授業には歌やゲームを毎回盛り込み、子どもたちが楽しみながら英語に親しむことができるよう配慮し、中学校での授業においては毎回特定のシチュエーションを設定し、生徒同士がペアになったの会話練習や発表の場を

設け、自ら声を出して英会話の練習をするよう努めます。

なお、ステップ別（段階的）学習とは、小学校での1年目は「Hello」や「Good morning」といったあいさつの言葉を学び、2年目にはそれに「My name is」や「How are you」といった自己紹介や基本表現を加え、卒業前には一人でも簡単な言葉を組み合わせて表現できるようになることを目指すなど、前学年までに習得した知識を生かしながら学習を進めることを指します。また、中学校では英語の授業で使用する教科書の文法を活用した会話例や関連する単語等を紹介しながら学習を行いますが、1年目は特に初歩的なつづり字と発音の関係を教えることに力を入れ、2・3年目は英語の例文を一言一句覚えさせるのではなく、これまでに学んだ発音や基本的な文法を活用した会話を行うことを目指します。

この英会話の授業による学習のねらいは、国際社会の中で積極的に他の国の文化を理解し、人々と関わり合おうとする態度及び英会話によるコミュニケーション能力の向上であり、小・中学校9年間の学習を通じて全ての子どもが英語を自在に話せるようになることは難しいと考えますが、週1～2時間の「英会話」の授業が及ぼす効果については、児童生徒一人ひとりに個人差はあるものの、以下の点で教育的効果が現れ、将来国際理解能力やコミュニケーション能力をさらに発展させるための基礎となるものと期待しています。

#### 英会話を通したコミュニケーション能力の習得

実際に授業の中で声を出し、様々なシチュエーションでの会話練習を行うことで英語での会話力が身に付き、国際社会で外国の人々と意見を交わし、自分の考えを伝え、相互理解を図るとともに、これまで外国人を相手に臆しがちだった様々な交流、会議、商談等を積極的に行う力が身に付くと考えられます。

#### アイデンティティ（独自性、主体性）の確立

これまで日本人が外国人と比べて弱いと言われている点が、アイデンティティです。現在では、日本もアイデンティティを重視するようになってきましたが、学校では依然として右へならえの状況が見られます。多少文法に誤りがあっても、知っている単語を結び付かせて自らの意思を伝えようとする練習を行うことにより、積極的にコミュニケーションしようとする姿勢、自分としてのアイデンティティが育成されるものと考えています。

英会話は、日常使うことで身に付くものです。その点からは週当たり1～2時間の学習時間では十分とはいえませんが、校内掲示を日本語と外国語の併記としたり、英語によるランチタイムの実施、英会話のビデオテープやカセット



テープの作成、貸出し、課外活動に英会話を取り入れるなどの様々な工夫をすることで、英会話の1～2時間がより生きてくるものと考えております。

新座市が友好姉妹都市を結んでいるフィンランドのユバスキュラ市の学校では、学校全体の表示を外国語とフィンランド語の併記として学習環境を整え、フィンランド語以外に数か国語の授業を行っており、中学生になると子どもたちは英語、フランス語などでコミュニケーションを取れるようになっております。

なお、市内の各小・中学校とは、本事業の実施について調整を行い、了解が得られています。

## 5 当該規制の特例措置の内容

国際的共通語である英語による会話学習を通じて、国際社会の中で積極的に他の国の文化を理解し、人々と関わり合おうとする態度及び外国人とのコミュニケーション能力を育成していくため、教育課程の基準によらず、小学校1年生から中学校3年生まで「英会話」の時間を新設した教育課程の編成・実施を行う必要があります。

特に、小・中学校の学区が整合していない新座市においては、特定の学校を指定するのではなく、市内の全小・中学校で実施することで成果が得られるものであることから、構造改革特別区域研究開発学校設置事業として実施する必要があります。

### 取組の期間等

特例適用開始後から現学習指導要領に基づいて教育課程が編成される間の期間とします（新しい学習指導要領が示された時点でその後の継続等については検討します。）。

### 教育課程の基準によらない部分

- ・ 小・中学校に英会話の時間（年間35～70時間）を新設します。
- ・ 小学校1年生～中学校3年生において生活科、及び総合的な学習の時間の時間数を削減します。
- ・ 英会話の時間として35時間を越える時間については、標準総授業時数を越えた分の時間、又は、各教科領域等から特定の教科に偏らないように充てます。

### 計画初年度の教育課程の内容等

小学校1年生は34時間、2年生は35時間の生活科の時間を、小学校3年生から中学校3年生までは総合的な学習の時間のうち35時間を「英

会話」の時間に充て、市がAETと共同で作成したテキストをカリキュラムとして担任及び英会話指導者に配布し、学年が上がるとともに学習内容もステップアップするよう、系統的な指導を行います。

指導は、小学校はクラス担任と市が独自に採用した英語指導員（ネイティブスピーカーまたは海外在住経験者）中学校は英語加配教員等とAETのティーム・ティーチング等により、児童・生徒がテキストを使わず、生の英語に触れることができるよう授業を行います。

なお、本特例措置により、小学校1年生から6年生においては従来の授業時数を一部削減する必要がありますが、削減後の授業時数においても、各教科のねらいを達成することが可能であると考えています。

具体的には、生活科の場合は学校教育法施行規則において1年生は年間102時間、2年生は105時間と定められている時間数を年間70時間程度に削減します。学習指導要領では、生活科の目標、内容、指導計画の作成等について示されており、この学習指導要領に沿って各学校で指導計画を定めることとなっております。現在新座市で採択している教科書の下巻では、基本的には5単元を78時間で学習するよう計画されています。この計画の中で例えば「町の秋を見つけよう」は6時間扱いとして計画されていますが、これを4時間扱いとすることで、年間2時間の時間を削減することができます。6時間を4時間とすることについては、体験学習の場所の検討などにより、同様の学習効果が得られるものと考えております。同様にして内容を精選することで余裕時間を含めて70時間の中で生活科の目標を達成することは可能と考えます。なお、内容の精選については、校長等を含めたプロジェクトを立ち上げ、検討していくこととなっております。以上のことから年間70時間程度の授業時数でも生活科の時間のねらいは達成できるものと考えます。

次に、同規則において年間70～130時間の範囲と定められている中学校1年生から3年生の総合的な学習の時間についても、現在新座市の中学校は年間70時間で実施しており、「自ら学び、自ら考える力の育成」、「学び方や調べ方を身に付けること」という総合的な学習の時間のねらいに即した学習活動が展開できていることから、平成16年度以降の総合的な学習の授業時数を年間65～70時間としても現在同様ねらいに即した学習が行えるものと考えています。

さらに、小学校3年生から6年生における総合的な学習の時間は年間105～110時間とされています。新座市では平成12年度の新学習指導

要領による教育課程編成の移行期から、平成12年度は年間35時間、平成13年度は年間70時間を総合的な学習の時間に充ててまいりました。この結果、平成12年度は総合的な学習の時間に慣れていないこともあり、十分な成果が得られませんでした。平成13年度は年間70時間実施することで、ねらいに即した計画、指導が行われました。また、東京学芸大学附属大泉小学校では平成7年度から9年度にかけて文部省教育研究開発学校制度の中で総合的な学習の時間に取り組んでおり、年間70時間程度で総合的な学習の時間のねらいを達成しております。これらの事例から小学校においても、年間70時間程度の授業時数でも、ねらいに即した学習が可能であると考えられます。

最後に、英会話の授業を年間35時間以上実施する場合についても、各教科領域等の時間又は標準総授業時間数を越えた分の時間を充てるものとしております。標準授業時数を越えた時間の活用については、現在のクラブ活動などの扱いと同様で、行事の精選により、教科に影響なく実施することが可能です。教科の一部を充てる場合については、研究開発学校として研究を進めてきた文京区立誠之小学校の実践結果から、学習内容を十分に検討し、特定の教科に偏ることなく、各教科の目標を踏まえて、最高でも5時間程度までの削減とすることで、現行の学習指導要領のねらいは十分に達成できるものと考えています。

別添教育課程表：12頁

# 教育課程表

## 英会話の時間の新設による教育課程の編成年間授業時数一覧

### 小学校各教科領域等の年間授業時数

区 分	各 教 科 の 授 業 時 数									道徳の 時数	特別活動の 時数	総合的な学習の 時間の 時数	英会話	総授業 時数
	国 語	社 会	算 数	理 科	生 活	音 楽	図 画 工 作	家 庭	体 育					
第1学年	272	/	114	/	68	68	68	/	90	34	34	/	34	782
第2学年	280	/	155	/	70	70	70	/	90	35	35	/	35	840
第3学年	235	70	150	70	/	60	60	/	90	35	35	70	35 ~ (70)	910
第4学年	235	85	150	90	/	60	60	/	90	35	35	70	35 ~ (70)	945
第5学年	180	90	150	95	/	50	50	60	90	35	35	75	35 ~ (70)	945
第6学年	175	100	150	95	/	50	50	55	90	35	35	75	35 ~ (70)	945

備考

- 1 この表の授業時間の1単位時間は、45分とします。
- 2 各教科領域等の授業時間数以外の部分については、現行学習指導要領によるものとします。
- 3 英会話の時間を35時間を越えて実施する場合（上限は70時間）は、1つの教科等に偏ることなく各教科領域等の時間又は標準総授業時数を越えた分の時間を充てるものとします。

### 中学校各教科領域等の年間授業時数

区 分	各 教 科 の 授 業 時 数									道徳の 時数	特別活動の 時数	選択教科	総合的な学習の 時間の 時数	英会話	総授業 時数
	国 語	社 会	算 数	理 科	音 楽	美 術	保健 体育	技術 家庭	外国 語						
第1学年	140	105	105	105	45	45	90	70	105	35	35	/	65	35 ~ (70)	980
第2学年	105	105	105	105	35	35	90	70	105	35	35	50	70	35 ~ (70)	980
第3学年	105	85	105	80	35	35	90	35	105	35	35	105 ~ 130	70 ~ 95	35 ~ (70)	980

備考

- 1 この表の授業時間の1単位時間は、50分とします。
- 2 各教科領域等の授業時間数以外の部分については、現行学習指導要領によるものとします。
- 3 英会話の時間を35時間を越えて実施する場合（上限は70時間）は、1つの教科等に偏ることなく各教科領域等の時間又は標準総授業時数を越えた分の時間を充てるものとします。

## 構造改革特別区域研究開発学校設置事業の内容

### 1 研究開発学校（仮称）における教科新設の概要

- ・小学校1学年から中学校3学年の各学年において『英会話』の時間を設けます。
- ・各学年における授業時数は35時間～70時間を標準とします。  
（小学校1学年は34時間、2年生は35時間）
- ・『英会話』の指導にかかる時間については、小学校1,2学年については生活科の時間、小学校3年生から中学校3年生においては、総合的な学習の時間より35時間を削減し、あてるものとします。（小学校1学年は34時間）
- ・小学校3学年から中学校3学年において、35時間をこえて実施する場合は、1つの教科に偏ることなく、各教科・領域等から時間を充てるものとします。ただし、中学校においては選択教科の時間を充てることもできるものとします。
- ・中学校における総合的な学習の時間については、第1学年においては65時間、第2学年は70時間、第3学年は70～95時間の範囲で実施するものとします。

教科等	小学校						中学校		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
英会話	34	35	35～70	35～70	35～70	35～70	35～70	35～70	35～70
生活科	68	70	/	/	/	/	/	/	/
総合的な学習の時間	/	/	70	70	75	75	65	70	70～95
選択教科等	/	/	/	/	/	/	0	25～50	70～130

### 2 規制改革事項に係る根拠となる法令等

学校教育法施行規則第24条、第53条 小・中学校の教育課程の編成  
小・中学校における教科については、本条項によって定められているため、緩和することで新たな教科を設けることが可能となります。

同 第24条の2、第54条 小・中学校各学年における教科等の授業時数  
小・中学校における授業時数は、本条項により定められていますが、緩和することで新設された教科の時数を独自に定めることができます。

同 第25条、第54条の2 教育課程は学習指導要領による  
各教科、領域等の学習内容等については、本条項により、学習指導要領によることとなっていますが、緩和することで時間数の削減に伴う学習内容の一部変更が可能となります。

### 3 経過措置

特区としての認定が早くても平成15年度途中となることから、平成15年度については経過措置として別添資料2（14～15頁）の事業を実施し、英会話学習を推進します。

## 平成 15 年度における総合的な学習の時間での英語活動の実施

構造改革特別区域研究開発学校制度設置事業を開始するまでの間、市独自で以下の取組を実施します。

### 1 小・中学校での英会話学習の実施

- ・市内全小中学校において、総合的な学習の時間の中で国際理解教育の一環として英会話による実践的コミュニケーション能力の向上のために、英会話を取り入れた学習活動を展開します。

### 2 小学校での英語活動の実施

- 小学校に平成 15 年度以降、「英会話指導員」を各学校 1 名配置します。
- 雇用について
  - ・ 17 名の雇用（AET 1 名とあわせて 18 名、）ネイティブスピーカーと日本人指導員を同数程度雇用します。
  - ・ 日本人とネイティブの指導員を偏りのないよう各校に派遣します。
  - ・ 配置される人員については非常勤一般職員として雇用します。
- 教育課程の編成
  - ・ 教育課程の編成は、地域、児童、学校の実態に合わせて創意工夫のもと各学校において編成されるものですが、原則として小学校 3 年生から 6 年生で総合的な学習の時間の中で年間 3 5 時間（週あたり 1 時間）国際理解（英語活動）を実施するものとします。
  - ・ その他、各学校の実態に応じて 1 年生から 6 年生の音楽などの実技教科等の中で、適宜イマ ジョン学習として英語を取り入れた学習を行います。

### 3 中学校での総合的な学習の時間における英会話を通じた国際理解教育の実施

- 中学校に 15 年度以降 「英語指導加配教員」 を各校に 1 名配置するものとします。
- 雇用について
  - ・ 6 名の雇用（各中学校に 1 名配置）
  - ・ 中学校英語の免許を有する者を非常勤一般職員として雇用します。
- 教育課程の編成
  - ・ 教育課程の編成は、地域、生徒、学校の実態に合わせて創意工夫のもと各学校において編成されるものですが、原則として 1 年生から 3 年生まで「総合的な学習の時間」のうち年間 3 5 時間（週 1 時間）を国際理解（英会話によるコミュニケーション）とします。（学習指導要領の範囲内で実施）
  - ・ 担任等と AET との T T により、国際的共通語である英会話によるコミュニケーションを通して、異文化理解等を目的とし、生徒の興味関心に基づいた学習を行います。
  - ・ その他、各学校の実態に応じて選択教科などで英会話学習を行い、英語によるコミュニケーション能力の向上を図るものとします。

#### 4 英会話指導員等の選考等の状況（平成15年2月現在）

- ・ 応募状況  
小学校英会話指導員 日本人 24人 定員9名  
ネイティブスピーカー 9名 8名  
(現英語指導補助員は6名が応募)  
中学校英語加配教員 18名 6名
  
- ・ 選考計画  
募集期間 平成15年1月10日～2月3日  
選考日 平成15年2月15日(土)  
選考方法 面接及び書類選考
  
- ・ 事前準備(指導計画の作成等)  
3月10日～12日(3日間)を予定
  
- ・ 雇用条件  
<小学校英会話指導員>  
非常勤一般職の職員として雇用する  
勤務時間等 週4日(火～金)を原則 年間163日を予定  
1日6時間 8:30～15:30(休憩1時間を含む)  
報酬 時給1200円(予定)  
  
<中学校加配教員>  
非常勤一般職の職員として雇用する  
勤務時間等 課業日週5日(月～金)を原則 その他休業中5日間  
1日6時間 8:30～15:30(休憩1時間を含む)  
報酬 時給1670円(予定)